

令和5年第1回定例会（2月議会）
福祉環境分科会・福祉環境委員会
提出資料

令和5年2月16日
生活環境部

【令和5年度当初予算関係】

予算関係

◎ 生活環境部	
・ 令和5年度 生活環境部 重点推進施策	・ ・ ・ ・ 1
◎ 県民生活課	
・ 安全・安心なまちづくり事業について	・ ・ ・ ・ 3
・ 消費生活の安全・安心に関する事業について	・ ・ ・ ・ 5
◎ 環境管理課	
・ 大気汚染常時監視網整備事業について	・ ・ ・ ・ 7
◎ 環境管理課八郎湖環境対策室	
・ 八郎湖「わがみずうみ」創生事業について	・ ・ ・ ・ 9
◎ 温暖化対策課	
・ ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業について	・ ・ ・ ・ 11

◎ 環境整備課	
・ 能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業について	・ ・ ・ ・ 15
・ ごみ減量・資源循環促進事業について	・ ・ ・ ・ 17
◎ 生活衛生課	
・ 生活基盤施設耐震化等交付金事業について	・ ・ ・ ・ 19
・ 動物にやさしい秋田推進事業について	・ ・ ・ ・ 21
◎ 自然保護課	
・ 白神山地保全推進事業について	・ ・ ・ ・ 23
・ 自然公園等施設整備事業について	・ ・ ・ ・ 27
・ 森吉山魅力創生事業について	・ ・ ・ ・ 30
・ 野生鳥獣被害防止対策事業について	・ ・ ・ ・ 31
・ ツキノワグマ被害防止総合対策事業について	・ ・ ・ ・ 33

議案関係

◎ 県民生活課	
・ 秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について	・ ・ ・ ・ 37
◎ 自然保護課	
・ 秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例案について	・ ・ ・ ・ 40
・ 秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例案について	・ ・ ・ ・ 43

令和5年度 生活環境部 重点推進施策

【施策の方向性】

- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けた取組の強化
- 豊かな自然環境等の保全と自然公園等を生かした地域の魅力創生
- 県民の安全・安心な暮らしのための環境づくり

重 点 戦 略 (新秋田元気創造プラン)

▶戦略3 観光・交流戦略

目指す姿1 「何度でも訪れたくなるあきた」の創出

(3) 時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進

●白神山地の保全と利用の推進

(新) 世界自然遺産登録30周年を契機に今後の保全や利用について考えるシンポジウムの開催、環境学習プログラムの造成

●奥森吉青少年野外活動センターを拠点とした森吉エリアの魅力創生

(新) 有識者、事業者、行政関係者による魅力向上・発信強化を図るための意見交換会

●自然公園利用者の安全性・快適性向上を図る施設改修等

▶戦略4 未来創造・地域社会戦略

目指す姿5 脱炭素の実現を目指す地域社会の形成

(1) 脱炭素化に向けた県民運動の推進

●新たな視点からの県民の行動変容の促進

(新) 県内の大学生等若者の視点を生かしたCO₂削減に関するアイデア実践コンテスト

●事業者における脱炭素化の機運の醸成

(新) 事業者のゼロカーボンアクション宣言(仮称)による脱炭素化の取組拡大、県民会議への加入促進

●市町村が取り組む脱炭素の地域づくりへの支援

(新) 市町村職員を対象としたスキルアップセミナー

●食品ロス削減に向けた普及啓発の強化

(新) 外食時の食べ残しを持ち帰るモデル事業

(2) 持続可能な資源循環の仕組みづくり

●食品廃棄物や廃プラスチックの資源循環モデルの構築

●認定リサイクル製品の利用の促進

選択・集中
プロジェクト

カーボンニュートラルへの挑戦

基本政策（新秋田元気創造プラン）

▶基本政策2 生活環境

目指す姿1 犯罪・事故のない地域の実現

（1）防犯意識の向上と防犯活動の促進

- 地域で防犯活動に取り組む団体の育成・活動促進

（2）犯罪被害者等への支援

- あきた性暴力サポートセンターによる相談対応・支援

（3）「人優先」を基本とした交通安全対策の推進

- 高齢者の反射材着用の促進や事故防止の注意喚起

（4）総合的な雪対策の推進

- 地域の除排雪団体の設立・活動の支援、除排雪事故の防止

（5）自立した消費者の育成と消費者被害の防止

- 各年代に応じた啓発や消費者教育の強化

（新）多様な媒体を活用した消費者トラブル防止の啓発

目指す姿2 快適で暮らしやすい生活の実現

（1）食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援

- H A C C Pに沿った衛生管理の促進
- 水道施設の耐震化や人材育成・技術継承等の推進の支援

（2）生活衛生関係営業者への支援

- 生活衛生関係営業者の経営健全化や衛生水準の維持向上

（3）人と動物が共生する地域づくり

- 「ワンニャピアあきた」を拠点とした犬猫の適正飼養の啓発や適正譲渡の推進

（新）クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した動物愛護団体の活動支援

▶基本政策3 自然環境

目指す姿1 良好な環境の保全

（1）大気、水、土壌等の環境保全対策の推進

- 継続的なモニタリング、有害な化学物質による汚染防止
- 照明器具安定器等に係るP C B廃棄物の代執行処理
- 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策の実施

（2）八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進

- 八郎湖の湖内浄化や農地排水負荷削減等の対策の強化

（新）西部承水路窪地の底質改善に向けた基礎調査

- 玉川酸性水の中和処理など田沢湖の水質保全

目指す姿2 豊かな自然の保全

（1）生物の多様性の確保と自然公園等の適正な管理

- 生物多様性の重要性の理解促進、保全地域での活動の推進
- 自然公園施設等の適正な維持管理や美化清掃活動の推進

（2）野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進

- ツキノワグマの人里への出没抑制や被害の防止、市町村の対応力の強化

（新）市町村職員等が出没抑制・被害防止の取組、住民への対策指導に必要な知識や技術を習得する研修

- ニホンジカ、イノシシの分布拡大の抑制、カワウなど特定鳥獣の生息状況等の把握

安全・安心なまちづくり事業について

県民生活課

1 目 的

県民や地域の防犯意識を高め、自主防犯活動を促進するとともに、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るほか、除排雪の担い手確保をはじめとした総合的な雪対策に取り組み、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

2 概 要

(1) 防犯活動推進事業 180千円

- ・ 情報紙の発行・配布による自主防犯活動団体の支援
- ・ 優良活動団体等の表彰

(2) 犯罪被害者等支援事業 7,980千円

- ・ 犯罪被害者等支援の意識醸成に向けたイベント及びキャンペーンの開催
- ・ 市町村等の総合的対応窓口の対応力強化に向けた研修会の開催
- ・ 「あきた性暴力被害者サポートセンター」による相談・支援

(3) 雪対策推進事業 4,886千円

① 秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム推進事業

- ・ 第4次秋田県豪雪地帯対策基本計画及びアクションプログラムの策定
- ・ 地域の実情に応じた雪対策推進のための連絡協議会の開催

② 地域除排雪団体等担い手育成事業

- ・地域の除排雪を行う団体の立ち上げ及び活動等の支援
- ・団体の設立に要する経費への助成

補助団体数：6 団体、補助率：10/10、上限額：100 千円

③ 冬の安全安心民間活力タイアップ事業

- ・包括連携協定企業との協働等による除排雪事故防止の啓発
- ・除雪ボランティアの確保に向けた啓発
- ・雪下ろし業者を他地域へ派遣する仕組みの推進
- ・住民を対象とした除排雪の安全講習会の開催

3 予算額

13,046千円（**国**3,809千円、**寄**100千円 **－**9,137千円）

〔内訳 需用費 928千円、役務費 240千円、委託料 10,503千円、
負担金補助及び交付金 600千円 等〕

消費生活の安全・安心に関する事業について

県民生活課

1 目 的

社会情勢の変化により複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、県及び市町村の消費生活相談体制の充実を図るとともに、消費者教育を強化し、県民の消費生活における安全・安心の実現を目指す。

2 概 要

(1) 消費生活安全・安心事業（国補助率 10/10） 20,055 千円

ア 消費生活安全・安心事業 12,152 千円

① 高齢者の特殊詐欺被害の防止

・ 広告媒体を活用した高齢者の特殊詐欺被害防止の啓発（テレビCM、バス車内放送）

② 地域における消費者問題解決力の強化

・ 消費者トラブルに関する啓発講座の開催

・ 食品表示法の周知・指導（啓発リーフレットの作成、事業者相談・指導等）

③ 消費生活相談体制の強化

・ 消費生活相談員の研修参加による資質向上

イ 消費生活安全・安心支援事業 7,903 千円

・ 市町村が行う消費生活相談員の配置や研修参加等、消費生活相談体制整備への助成

・ 対象市町村：6 市 1 町

・ 補 助 率：10／10 以内

(2) 消費者行政強化事業（国補助率 1/2） 11,486 千円

ア 消費者行政強化事業 7,458 千円

① 新たな消費者問題に対応した体制の整備

- ・市町村の消費生活相談員を対象とした研修の開催等

② エシカル消費（人や社会、環境、地域に配慮した消費行動）の推進

- ・（新）インターネット等を活用したエシカル消費紹介動画、ウェブ広告による普及・啓発

③ 消費者教育の推進

- ・高齢者向け消費者トラブル防止の啓発（リーフレットの作成）
- ・中学校、高校、大学等での消費者トラブル防止講座等の県民向け出前講座の実施
- ・（新）多様な媒体を活用した消費者トラブル防止の啓発（ウェブ広告等）

イ 消費者行政強化支援事業 4,028 千円

- ・市町村が行う消費者教育の推進、食品ロス削減の取組等への助成
- ・対象市町村：4 市 1 村
- ・補助率：1／2 以内

3 予算額

31,541 千円（**国** 27,802 千円、**人** 1,550 千円、**諸** 10 千円、**他** 2,179 千円）

〔内訳 報酬 1,635 千円、報償費 270 千円、旅費 1,285 千円、需用費 2,039 千円、委託料 13,265 千円、負担金補助及び交付金 12,048 千円 等〕

大気汚染常時監視網整備事業について

環境管理課

1 目 的

県内の大気の汚染状況等を常時監視する測定局について、老朽化等により不具合が生じている「一般環境大気測定局」の測定機を更新するとともに、公害防止協定の締結事業所に設置している「発生源測定局」の通信回線を変更することにより、大気汚染に対する確実かつ安定的な監視体制を維持する。

2 概 要

(1) 大気汚染常時監視網整備事業 5,446千円

- ・窒素酸化物自動測定機の更新（本荘局）
- ・浮遊粒子状物質自動測定機の更新（本荘局、横手局）

(2) テレメータ回線更新事業 3,159千円

- ・東北電力(株)秋田火力発電所及び能代火力発電所の通信回線を I S D N回線から光回線に変更

3 予算額

8,605千円（ $\ominus$ 8,605千円）

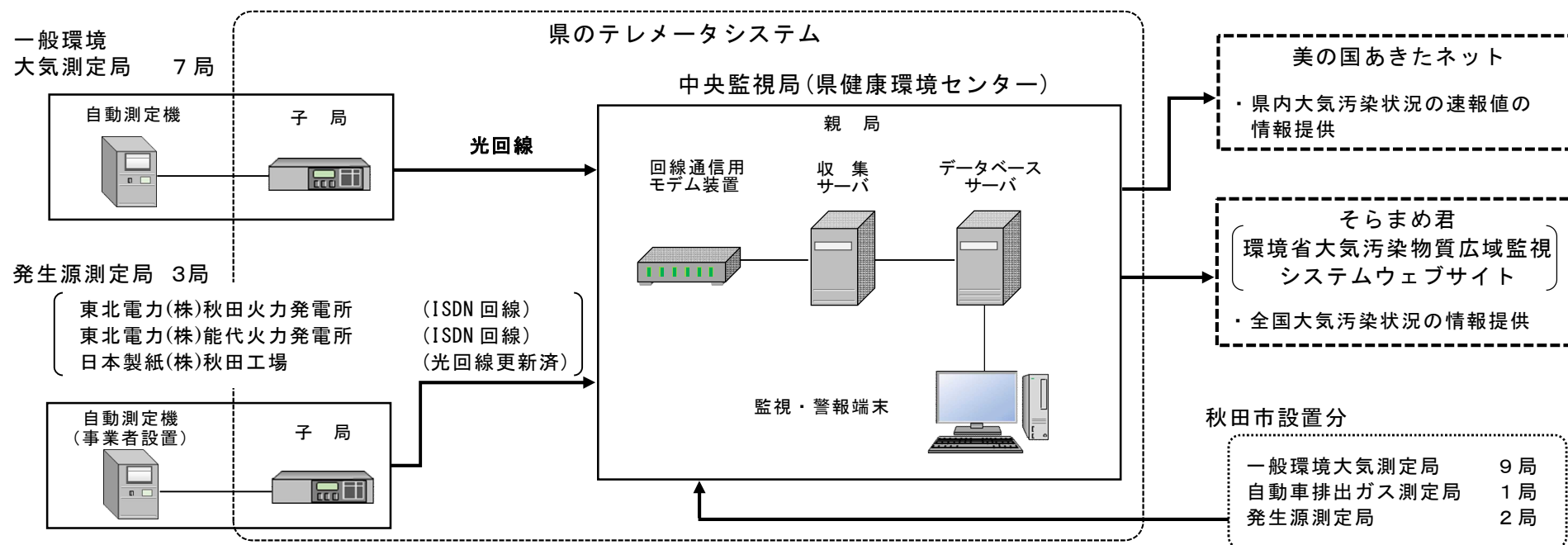
〔内訳 役務費 253千円、委託料 2,866千円、備品購入費 5,446千円 等〕

【参考1】大気汚染物質自動測定機

- ① 窒素酸化物自動測定機
- ② 浮遊粒子状物質自動測定機



【参考2】大気汚染常時監視体制の概要



【参考3】県の一般環境大気測定局一覧

番号	測定局	市町村	測定項目					
			二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	非メタン系炭化水素
1	大館	大館市	○	○	○	○	○	
2	能代西	能代市	○	○	○	○	○	
3	檜山	能代市	○	○		○		
4	船川	男鹿市		○	○	○	○	○
5	本荘	由利本荘市		○	○	○	○	
6	大曲	大仙市		○	○	○		
7	横手	横手市	○			○	○	

八郎湖「わがみずうみ」創生事業について

八郎湖環境対策室

1 目 的

「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）」（計画期間：令和元～6年度）に基づく総合的な水質保全対策を推進することにより、水質の着実な改善を図る。

2 概 要

(1) 発生源対策事業

212千円

- 工場・事業場の排水基準検査による監視・指導

(2) 湖内浄化対策事業

27,610千円

- 西部承水路の水質改善
 - ・ 東部承水路からの導水による湖水の流動化促進
 - ・ 高濃度酸素水の供給による底質・水質改善
- 消波工への水生植物の移植等による植生回復の促進

(3) アオコ対策事業

8,759千円

- ライブカメラによるアオコの常時監視（馬場目川 外5か所）
- アオコ遡上防止用シルトフェンスの設置（馬場目川 外6河川）
- アオコ抑制装置及び自走式アオコロボットによる悪臭被害の防止（馬踏川）

令和5年度 八郎湖「わがみずうみ」創生事業 位置図



(4) 調査研究等推進事業 7,861千円

- (新) 西部承水路窪地の底質改善のための基礎調査
- 刈り取り後のヨシの土壌改良材及びマルチング材としての活用に関する調査

(5) 湖沼水質保全計画推進事業 4,662千円

- 八郎湖水質対策連絡協議会等による市町村・関係機関等との情報共有
- 環境教育の推進や地域住民等の協働による環境保全活動の推進

(6) 農地排水負荷削減対策事業 15,673千円

- 水田から流出する濁水の削減
 - ・ G N S S (グローバルナビ衛星システム) を活用した田植え機による無落水移植栽培の普及啓発
 - ・ 無落水移植栽培及び無代かき栽培の普及拡大の助成

補 助 額 : 1,000 円/10a

補助面積 : 700ha (無落水)、200ha (無代かき)
- ヨシを活用した自然浄化施設による水質改善

3 予算額

64,777千円 (⊕23,688千円、⊖41,089千円)

〔内訳 需用費 8,409千円、役務費 1,978千円、委託料 42,112千円、
使用料及び賃借料 1,587千円、負担金補助及び交付金 9,150千円 等〕

ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業について

温暖化対策課

1 目 的

県民や事業者、行政など様々な主体による地球温暖化対策の取組を推進することにより、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

2 概 要

I 「第2次温暖化対策推進計画」の推進

(1) 地域脱炭素化促進事業

3,301千円

○ 市町村の温暖化対策に係る地域実行計画の策定や取組への支援、県計画の進行管理

- ・ (新)市町村職員を対象としたスキルアップセミナー等の開催
- ・ (新)市町村における再エネ導入促進区域の設定に関する環境配慮基準※の策定

※地球温暖化対策推進法の規定に基づき、県が地域の自然的社会的条件に応じて定めることができる基準であり、市町村が促進区域を設定する場合は、同基準に基づいて行う必要がある。

- ・ 環境審議会温暖化対策部会の開催

II 地球温暖化対策の推進体制の拡充

(2) 【新】「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」活性化事業

702千円

○ 事業者等の「ゼロカーボンアクション宣言」(仮称)による取組の拡大と県民会議への加入促進

「ゼロカーボンアクション宣言」(仮称)

- ・ 2050年カーボンニュートラルの達成に向けた省エネルギー活動等への取組宣言
- ・ 宣言事業所等は県ウェブサイトで公表
- ・ 取組については、(6)(9)でも促進

○ 県民の温暖化防止への機運醸成や事業者を対象としたカーボンオフセットに関するセミナーの開催

Ⅲ 地球温暖化防止に関する普及啓発

(3) 地球温暖化対策普及啓発事業

5,896千円

- YouTube など様々な媒体を活用した県民の温暖化防止意識の醸成に係る普及啓発
- プロスポーツチームとの連携による普及啓発
 - ・ ホームゲームでのカーボンオフセット実践等による集中的なPR
 - ・ スマホアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」と連携した環境配慮行動の実践促進
- (新)カーボンオフセットに関する県民理解促進のための普及啓発（啓発用パンフレットの作成）

(4) あきたエコ活促進事業

13,556千円

- (拡)洋上風力など再エネ導入の拡大や3Rの推進等により、環境と経済の好循環を通じて変わる秋田への理解を深める「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」の開催支援
- スマホアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」の普及による環境配慮行動の促進

(5) 我が家の快適化促進事業

664千円

- 住宅の断熱化や省エネ設備の導入等に関する普及啓発や住宅関連事業者を対象とした講習会の開催

(6) 我が社の省エネ促進事業

858千円

- 中小事業者を対象とした省エネ化等に関するセミナーの開催

(7) 食品ロス削減推進事業

6,361千円

- (新)資源・エネルギーの無駄を削減する、外食時の食べ残しを持ち帰るモデル事業の実施

[実施店舗]

50 店程度

[事業内容]

利用者への注意事項等の啓発やアンケート、持ち帰り容器の制作、効果検証

[スケジュール]

5月：飲食店等説明会、6～9月：持ち帰り容器制作、10～12月：持ち帰りの試行、
1～2月：アンケート分析・食品ロス削減量等の効果検証

- 食品ロス削減に関するイベントの開催（農林水産部の地産地消イベントと連携）
- 10月の食品ロス削減月間や忘・新年会時期等の機会を捉えた普及啓発の実施

（８）海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業

6,096千円

- プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発や市町村が行う広報への支援
 - ・ごみ拾いSNS「ピリカ」を活用した自主的なクリーンアップ活動の促進
 - ・親子で学ぶ、海を守る心を育む海洋環境体験学習イベントの実施
 - ・ワンウェイプラスチックの使用削減を図るマイボトル持参運動の普及啓発
 - ・市町村の海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業への助成（補助対象：大潟村 補助率：8/10）

IV 地球温暖化対策など環境活動を担う人材の育成

（９）地域センター強化事業

14,973千円

- 地球温暖化防止活動推進センター（地域センター※）の活動の充実・強化
 - ※地球温暖化対策推進法の規定に基づき、「認定NPO法人 環境あきた県民フォーラム」を指定。
 - ・環境あきた県民塾による地域活動の担い手となる人材の育成
 - ・地球温暖化防止活動推進員等を対象としたスキルアップ研修の実施
 - ・（拡）温暖化防止セミナーや省エネ講座、脱炭素経営セミナーの開催
 - ・学校、住民団体等が主催する講演会・学習会への講師派遣

（10）エコマイスター協議会支援事業

811千円

- あきたエコマイスター協議会（3地区）の活動を通じた環境保全意識の醸成

（11）環境教育等推進事業

5,104千円

- 学校への環境教育に係る講師の派遣や資機材の提供等
 - ・SDGsの環境関連ゴールに関する講師の派遣（小学校から大学まで10校程度）
 - ・環境教育に関する資機材の提供（小中高、義務教育学校、特別支援学校10校程度）
- 個人や学校、団体の模範的な環境活動に対する環境大賞の表彰

○ (新)県内の大学生・専門学校生等を対象にしたCO₂削減に関するアイデア実践コンテストの実施

[テーマ]

ナッジ理論*を活用するなどして日常生活の様々な場面において効果的に行動変容を促す仕掛けづくりについて自由に設定

※ナッジ：行動科学の知見の活用により「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」

(例) 並ぶ位置を示す足跡ステッカー

[アイデアの選定]

外部の有識者等によるプレゼン審査で3件程度を選出し、アイデアを実践して効果検証を行い最優秀者を決定

[スケジュール]

6月：参加者募集、9月：アイデア選出、11～1月：実践、2月：最優秀者決定

V 気候変動適応の推進

(12) 気候変動適応センター運営事業

967千円

- 専用ウェブサイトや「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」での情報発信
- 県民や事業者を対象としたワークショップやセミナーの開催等

3 予算額

59,289千円 (国 7,549千円、人 47,945千円、諸 9千円、他 3,786千円)

[内訳 需用費 5,213千円、委託料 39,960千円、負担金補助及び交付金 6,614千円 等]

能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業について

環境整備課

1 目 的

令和4年度末をもって産廃特措法に基づく実施計画の計画期間が終了することから、環境省が新たに制定する支援制度を活用し、国の財政支援を得ながら汚水処理等の環境保全対策を引き続き実施し、地域住民の安全・安心の確保を図る。

2 概 要

(1) 汚水処理等の維持管理 144,995千円

・水処理施設の維持管理や揚水設備の修繕等

(2) 環境モニタリング 9,635千円

・周辺環境や揚水井戸、観測井戸、下水道放流水等の水質調査

(3) その他 1,915千円

・環境保全対策部会の運営等

3 予算額

156,545千円 (⑤51,592千円、①104,953千円)

〔内訳 需用費 92,808千円、委託料 59,378千円、備品購入費 1,298千円 等〕

【参考】

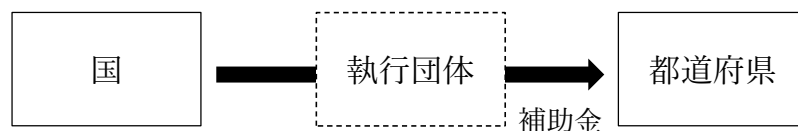
○産業廃棄物不法投棄等現状回復措置推進費補助金（環境省）

1. 事業内容

令和4年度末の産廃特措法失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、事業完了後に都道府県等が実施する水処理及び水処理の維持管理、モニタリングに係る費用の一部を補助する。

2. 補助対象

- ・産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得た事業が対象
- ・事業完了後も必要な水処理、モニタリング等に対する支援を実施（1／3補助）



3. 事業スキーム

- ・事業形態 間接補助事業 1／3
- ・補助対象 都道府県等

ごみ減量・資源循環促進事業について

環境整備課

1 目 的

ごみ減量・資源循環モデルを構築し、ごみ処理事業者や市町村等の連携をコーディネートしながら実証試験を実施するとともに、ごみの減量や有効利用の県内先行事例等を情報発信することにより県民の意識啓発を図り、環境と経済が好循環する資源循環の仕組みを創出する。

2 概 要

(1) ごみ減量・資源循環モデル整備・実証事業 5,198千円

- ・対象とする資源：食品廃棄物及び廃プラスチック
- ・主な取組内容：①食品廃棄物の広域的なリサイクルに向けた実証試験
②廃プラスチックの全戸一括回収に向けた実証試験
- ・スケジュール：令和5、6年度 実証試験
令和7年度 本格実施

(2) 3R推進・先行事例普及啓発事業 4,456千円

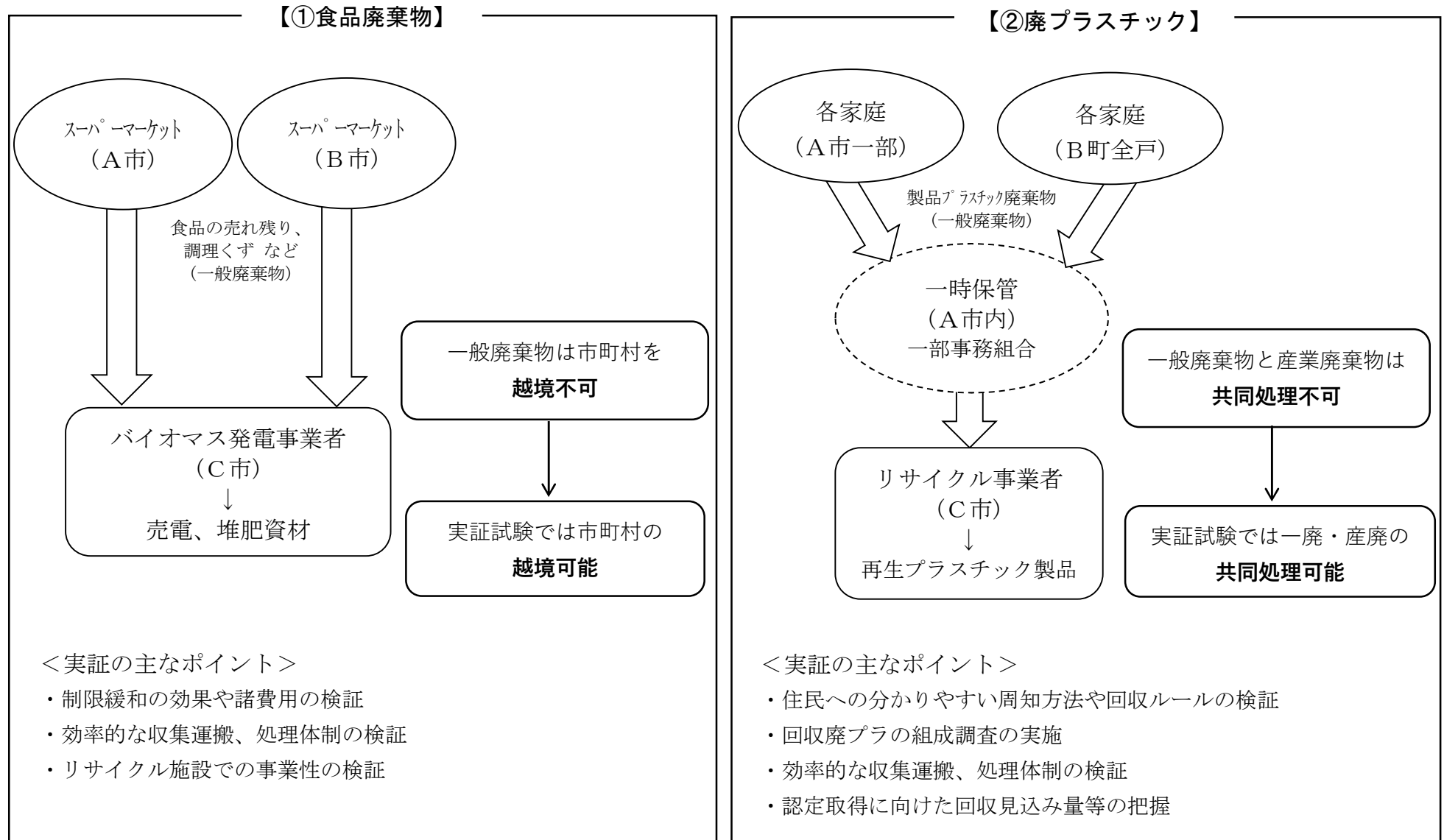
- ・廃棄物の減量化やリサイクル製品の開発等に係る人材や県内企業等の取組紹介
新聞紙面掲載（5回）及びWEB、You Tube 等動画による情報発信

3 予算額

9,654千円（**①**9,654千円）

〔内訳 旅費 570千円、需用費 100千円、委託料 8,984千円〕

＜実証試験の取組イメージ＞



生活基盤施設耐震化等交付金事業について

生活衛生課

1 目 的

市町村が実施する水道施設の耐震化等に要する経費に対し助成するとともに、人材育成や組織力強化のための支援を行うほか、水道事業が将来にわたって持続的に経営できるよう市町村域を超えた広域連携の推進を図り、水道水の安全性や安定供給を確保する。

2 概 要

(1) 生活基盤施設耐震化等交付金 1,100,277千円

○ 市町村が実施する事業への交付（11市町村19事業）

- ・水道管路耐震化等推進事業 10事業(秋田市、横手市、大館市、男鹿市、小坂町、八郎潟町、美郷町)
- ・水道未普及地域解消事業 3事業(横手市、大仙市、仙北市)
- ・緊急時給水拠点確保等事業 2事業(男鹿市、潟上市)
- ・水道事業運営基盤強化推進事業 3事業(横手市、潟上市)
- ・簡易水道再編推進事業 1事業(東成瀬村)

(2) 水道事業フォローアップ事業 555千円

○ 市町村職員を対象とする研修会の開催

- ・水道事業実務担当職員研修会の開催
- ・水道技術者技能講習会の開催

(3) 水道事業基盤強化対策事業

884千円

- 水道事業者の技術水準の確保及び広域連携による基盤強化対策の検討
 - ・ 浄水技術継承支援システムへの参加による市町村職員の技術向上
 - ・ 広域連携協議会の開催

3 予算額

1,101,716千円 (国 1,097,200千円、~~諸~~ 3,519千円、~~＝~~ 997千円)

〔内訳 旅費 379千円、需用費 937千円、負担金補助及び交付金 1,096,758千円 等〕

動物にやさしい秋田推進事業について

生活衛生課

1 目 的

動物愛護センターを拠点に、ボランティアの育成や合同譲渡会等の協働事業を実施するとともに、犬猫の適正飼養・譲渡や地域猫対策の推進を図ることにより、官民一体で「犬猫の殺処分ゼロ」を目指す。

2 概 要

(1) 「人と動物が共生する社会の形成」推進事業

8,546千円

- ボランティアの育成
 - ・ 運営ボランティア募集講習会及び育成講座の開催
- 犬猫の適正飼養・譲渡の推進
 - ・ ボランティア団体等との合同譲渡会の開催（12回）
 - ・ ボランティア団体による幼齢猫の哺乳保育や譲渡の実施
 - ・ 適正飼養及び譲渡に関する情報発信
- 地域猫対策の推進
 - ・ 地域猫の不妊去勢手術の実施
- 動物愛護センターにおける犬猫飼養管理（会計年度任用職員分）

(2) 動物にやさしい秋田PR事業

1,858千円

- 動物愛護フェスティバル等のイベント開催

(3) デジタル技術を活用した動物の愛護及び管理推進事業

2,932千円

- 電子カルテ等飼養管理業務システムの構築
- 収容犬猫のウェブ配信

(4) 【新】クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した動物愛護団体支援事業 6,361千円

- クラウドファンディング型ふるさと納税（※）を活用した県内動物愛護団体の活動への助成
 - ・動物の適正飼養、譲渡等の情報提供、啓発を担う動物愛護団体の活動を応援したい方々に対し、使途を特定したふるさと納税を募り、当該団体に助成する。
 - ・審査会を開催し支援対象団体を選定
 - ・助成額 3,000千円×2団体を想定

※参考：クラウドファンディング型ふるさと納税

- ・ふるさと納税とクラウドファンディングを組み合わせた仕組み
- ・ふるさと納税の中でも使途が明確なプロジェクトに対し寄付を募るもの
- ・プロジェクトには、自治体が認めた個人・団体が行う事業を含む。
- ・寄付額のうち2,000円を超える部分が所得税、住民税から控除（ふるさと納税と同じ）

3 予算額

19,697千円（ 6,600千円、 28千円、 13,069千円）

〔内訳 報酬 4,582千円、需用費 1,055千円、役務費 726千円、委託料 4,325千円、負担金補助及び交付金 6,000千円 等〕

白神山地保全推進事業について

自然保護課

1 目 的

白神山地の保全と利用に向けた多面的な取組を推進することにより、世界遺産としての価値を未来に引き継いでいく。

2 概 要

(1) 白神山地環境教育推進事業

2, 2 5 7 千円

- 白神山地に触れる機会が少ない県央・県南地区の小学生を対象に、白神山地をフィールドとした自然体験プログラムを実施
 - ・時期：7～9月 秋田市発3回、横手市発1回
 - ・対象：小学4～6年生（各回20名程度）

(2) 白神山地総合ガイド育成事業

1, 4 9 6 千円

- あきた白神認定ガイドに対する更新講習を実施する。
 - ・更新講習の開催（3回）

(3) 白神山地世界遺産センター活動協議会負担金等

2, 2 0 8 千円

(4) 白神山地エコツーリズム推進事業

3, 3 0 0 千円

- 利用者の増進を図るため、登山情報誌と連携し、白神山地の価値や魅力、エコツーリズム情報を全国に向けて発信

- ・ 著名人によるエコツアーコース体験
- ・ 著名人と白神ガイドによる白神山地の価値・魅力に関するトークショー
- ・ 雑誌・ウェブサイトでの情報発信

(5) 【新】白神山地世界遺産登録30周年記念事業 **11,106千円**

- 白神山地の世界自然遺産登録30周年を契機として、自然環境の保全についての啓発やその価値を繋いでいくための利用に向けた情報発信等を実施
 - ・ 白神山地世界遺産登録30周年記念シンポジウムの開催（9月23～24日）
 - ・ 環境学習プログラムの造成
 - ・ 子ども向け環境学習冊子の作成

3 予算額

20,367千円（~~審~~ 3,400千円、~~入~~ 14,108千円、~~出~~ 2,859千円）

〔内訳 旅費 251千円、需用費 266千円、役務費 52千円、委託料 17,411千円、
使用料及び賃借料 387千円、負担金補助及び交付金 2,000千円〕

<参考>

県関係部局の主な登録30周年記念関連事業

【観光文化スポーツ部】

世界遺産を活用した誘客促進事業

- ・東京都等と連携した世界遺産共同PRや旅行商品の造成
- ・デジタルプロモーションの実施
- ・ファムツアーの実施
- ・世界遺産の観光活用に係る意見交換会の開催

【山本地域振興局】

世界自然遺産・白神山地登録30周年記念事業

- ・30周年記念共同キャンペーン、表彰
- ・白神山地と縄文遺跡群との連携による誘客促進
- ・世界自然遺産「屋久島」との兄弟遺産連携交流

【教育庁】

世界遺産魅力アップ事業

- ・2遺跡で気球搭乗やドローン映像の視聴
- ・県内の小学6年生に縄文学習資料を配付
- ・十二所花輪大湯線の移設に係る遺産影響評価等

自然公園等施設整備事業について

自然保護課

1 目 的

歩道や吊り橋、避難小屋など施設の整備等を行い、自然公園の環境保全と利用者の安全性・快適性の向上を図る。

2 概 要

(1) 自然環境整備交付金事業 (国 交付率 45 / 100)

50,000千円

(単位：千円)

自 然 公 園 名	所 在 地	整 備 概 要	予 算 額
鳥海国定公園	由利本荘市	法体の滝園地吊り橋改修	49,500
事 務 費			500
計 (1市1か所)			50,000

(2) 十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト事業 (国 交付率 1 / 2)

63,500千円

(単位：千円)

自 然 公 園 名	所 在 地	整 備 概 要	予 算 額
十和田八幡平国立公園	仙北市	阿弥陀池避難小屋改修	63,000
事 務 費			500
計 (1市1か所)			63,500

(3) 県単自然公園等施設整備事業

61,490千円

(単位：千円)

自然公園名	所在地	整備概要	予算額
太平山県立自然公園	秋田市	丸舞登山道改修	11,000
森吉山県立自然公園	北秋田市	小又峡歩道改修	16,000
		小又峡北清水栈橋遊覧船船着場移転可能性調査	3,300
田沢湖抱返り県立自然公園	仙北市	モヤ森自転車道改修	11,200
		回顧（みかえり）の滝展望台改修	10,400
八森岩館県立自然公園	八峰町	鹿の浦園地防護柵改修	4,000
事務費			1,373
小計（3市1町6か所）			57,273
山の環境整備県民協働事業（清掃等ボランティア4か所、登山道刈払い3か所）			2,744
自然公園美化対策事業（自然公園清掃活動費補助金 9団体）			1,473
合計			61,490

3 予算額

174,990千円（ $\textcircled{分}$ 24,345千円、 $\textcircled{国}$ 54,250千円、 $\textcircled{入}$ 4,217千円、 $\textcircled{債}$ 80,500千円、 $\textcircled{}$ 11,678千円）

〔内訳 需用費 1,902千円、委託料 5,936円、使用料及び賃借料 565千円、工事請負費 164,650千円、負担金補助及び交付金 1,473千円 等〕

自然公園等施設整備事業 位置図



八森岩館県立自然公園
【県】鹿の浦園地防護柵改修
(八峰町)



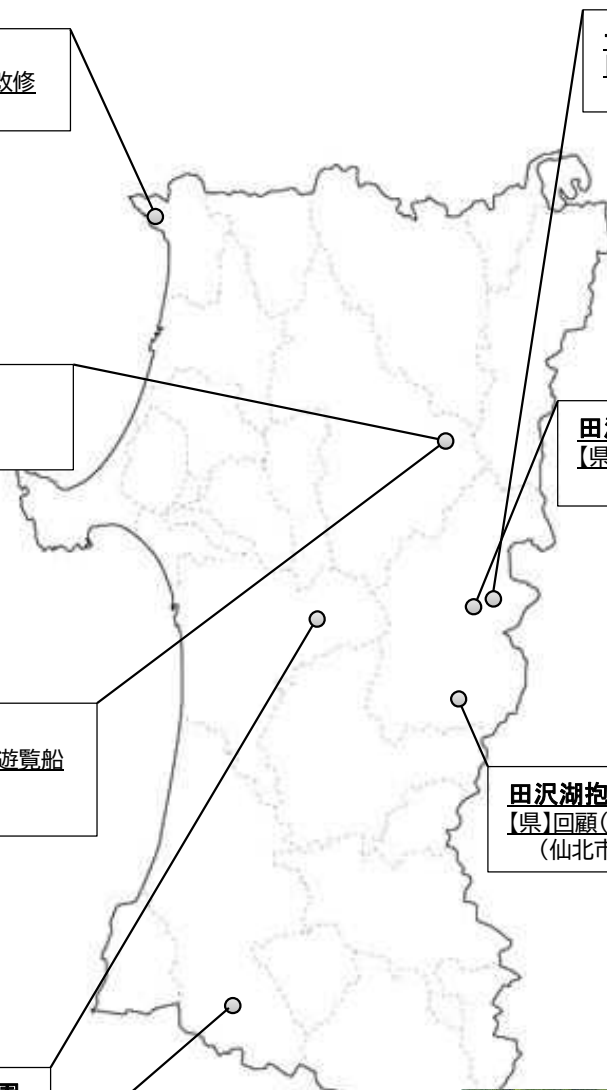
森吉山県立自然公園
【県】小又峡歩道改修
(北秋田市)



森吉山県立自然公園
【県】小又峡北清水水棧橋遊覧船
船着場移転可能性調査
(北秋田市)



太平山県立自然公園
【県】丸舞登山道改修
(秋田市)



十和田八幡平国立公園
【国】阿弥陀池避難小屋改修
(仙北市)



田沢湖抱返り県立自然公園
【県】モヤ森自転車道改修
(仙北市)



田沢湖抱返り県立自然公園
【県】回顧(みかえり)の滝展望台改修
(仙北市)



鳥海国定公園
【国】法体の滝園地吊り橋改修
(由利本荘市)



【国】: 自然公園等整備事業
【県】: 県単自然公園等施設整備事業

森吉山魅力創生事業について（新規）

自然保護課

1 目 的

森吉山県立自然公園が国立・国定公園の大規模拡張候補地に選定されたことを踏まえ、利活用推進について関係者との意見交換を積み重ねるとともに、安全対策の強化、施設補修を行い、更なる魅力の向上に繋げていく。

2 概 要

（１）奥森吉青少年野外活動センターを拠点とした魅力創生・発信

202千円

- ・アウトドアアクティビティやガイド活動の魅力向上、発信強化について、有識者・事業者・行政関係者による意見交換会を開催

（２）奥森吉青少年野外活動センターの安全対策の強化・機能維持

11,466千円

- ・緊急時に備えた衛星電話及び発電機の整備、給湯ボイラーの更新

3 予算額

11,668千円（償7,500千円、 $\ominus$ 4,168千円）

〔内訳 旅費 100千円、需用費 92千円、使用料及び賃借料 10千円、工事請負費 10,074千円、備品購入費 1,392千円〕

野生鳥獣被害防止対策事業について

自然保護課

1 目 的

ニホンジカ、イノシシ等特定鳥獣の調査・捕獲を行うとともに、狩猟者の確保・育成により、対象鳥獣の個体群管理や農林水産業被害の抑制を図る。

2 概 要

(1) 指定管理鳥獣捕獲対策事業

16,043千円

- 効果的捕獲促進事業
 - ・ニホンジカの低密度地域における捕獲実証（仙北市）
 - ・イノシシの効果的な捕獲に資するセンサーカメラ設置（県内全域）
- 指定管理鳥獣捕獲事業
 - ・ニホンジカの捕獲対象地調査及び捕獲事業（大仙市ほか）
 - ・イノシシの捕獲対象地調査及び捕獲事業（湯沢市ほか）
- 管理対策関連事業
 - ・野生鳥獣保護管理対策検討委員会の開催ほか

(2) 第二種特定鳥獣管理事業

3,145千円

- カワウ管理対策事業
 - ・秋田県カワウ協議会の開催
 - ・県内3流域（米代川、雄物川、子吉川）のねぐら、コロニー調査

- ニホンザル管理対策事業
 - ・群れの動向、加害レベルの調査（八峰町ほか）

（３）【新】狩猟技術訓練施設整備事業 29,600千円

- 鉛散弾飛散防止ネットの補修
 - ・鉛散弾飛散防止ネットの劣化部分の張り替え
- 鉛散弾回収対策
 - ・鉛散弾飛散防止ネット前のアスファルト舗装部に、散弾の回収率を高める充填・コーティングを施工

（４）【新】猟鳥養殖後継者育成事業 1,400千円

- ・キジ、ヤマドリの養殖の後継者を育成するための研修を猟友会に委託

３ 予算額

50,188千円（国10,307千円、 $\ominus$ 39,881千円）

〔内訳 報償費 160千円、旅費 467千円、需用費 2,625千円、役務費 898千円、委託料 20,978千円、使用料及び賃借料 60千円、工事請負費 25,000千円〕

ツキノワグマ被害防止総合対策事業について

自然保護課

1 目 的

ツキノワグマの捕獲の担い手を確保・育成するとともに、市街地出没など緊急事案に迅速に対応するための体制整備を行うほか、地域において出没を抑制する取組の指導・普及を担う人材を育成することにより、被害の防止を図る。

2 概 要

(1) ツキノワグマ被害対策支援センター運営事業 3,071千円

- 集落ぐるみの対策強化
 - ・誘引木の伐採等による集落環境の整備
- ツキノワグマ被害対策支援センターの運営
 - ・各市町村への対策指導体制の充実、出前講座等の実施

(2) 普及啓発事業 2,650千円

- 野生動物生態講座用読本の増刷
- 野生鳥獣管理事業計画普及啓発用冊子の作成
- ツキノワグマの注意喚起チラシの作成
- 狩猟の魅力まるわかりフォーラムの開催

(3) 担い手確保・育成事業 **6,249千円**

- 狩猟免許等の取得支援
 - ・ 狩猟免許の取得や銃（散弾・ライフル）の購入経費に対する補助
- 若手ハンターの育成研修
 - ・ 集団捕獲に関する講義、現場実習の実施
- スラッグ弾実技講習
 - ・ 大型獣の捕獲に用いるスラッグ弾に関する技術講習会の開催
- 捕獲技術向上研修
 - ・ わなによる捕獲技術の習得、技術向上を目的とした研修の実施

(4) 人里への出没対策強化事業 **5,335千円**

- 会計年度任用職員の配置
 - ・ クマ出没時の迅速な対応のための職員を配置
- 市街地出没時の体制強化
 - ・ 安全な指揮連絡体制の整備及び麻酔銃対応の強化
- （新）出没対策の手法研究および導入
 - ・ 集落周りにクマを呼び込まない対策手法の確立を目的とした調査研究

(5) 【新】市町村職員等クマ対策人材育成研修 **1,587千円**

- クマ対策人材育成研修会の開催
 - ・ 市町村職員等がクマの出没抑制・被害防止の取組や住民への対策指導等を行えるよう、知識や技術を身につけるための各レベルに応じた研修を実施

3 予算額

18,892千円 (国 1,762千円、入 2,550千円、諸 13千円、出 14,567千円)

〔内訳 報酬 2,232千円、旅費 1,152千円、需用費 2,789千円、委託料 5,516千円、
使用料及び賃借料 1,092千円、負担金補助及び交付金 4,042千円 等〕

<参考>

ツキノワグマ被害防止対策に係る農林水産部の取組

農作物鳥獣被害防止対策事業 ・ ・ ・ ・ ・ 農作物被害防止

- ・ 市町村が作成した被害防止計画に基づく市町村協議会等の活動支援など
- ・ 市町村との連携による新規鳥獣被害対策実施隊確保研修、各種研修会の実施

秋田県水と緑の森づくり事業 ・ ・ ・ ・ ・ 出没抑制

- ・ クマ等の野生動物との棲み分けを図るための森林における緩衝帯等整備など

秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

県民生活課

1 改正理由

旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の施行により、旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第2項の規定による未交付失効旅券に係る申請者から手数料を徴収する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 一般旅券の査証欄の増補に係る手数料の徴収に関する規定を削る。（第1条及び第2条関係）
- (2) 一般旅券の発給の申請をした者が、一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領しなかったことにより当該一般旅券がその効力を失った場合であって、かつ当該効力を失った日から5年以内に最初に一般旅券の発給の申請をする場合には、当該者から、当該一般旅券の発給に係る手数料として、1件につき4,000円を徴収する。（第2条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年3月27日から施行する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

【参考】改正の概要

1 旅券法改正の概要

- 旅券申請者の利便性向上、事務効率化、信頼性の維持、その他社会情勢の変化に対応した制度見直し
 - (1) 旅券の査証欄の増補の廃止、(2) 未交付旅券の発行経費の徴収、(3) 旅券の発給申請手続等の電子化

2 秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部改正の概要

○ 査証欄の増補に係る手数料の削除（１（１）に対応）

旅券の査証欄の増補が廃止されることから、当該手数料を削除

- ・ 査証欄：出入国の確認スタンプの押印やビザ発給の際に使用するページ
- ・ 増 補：旅券の査証欄を追加する

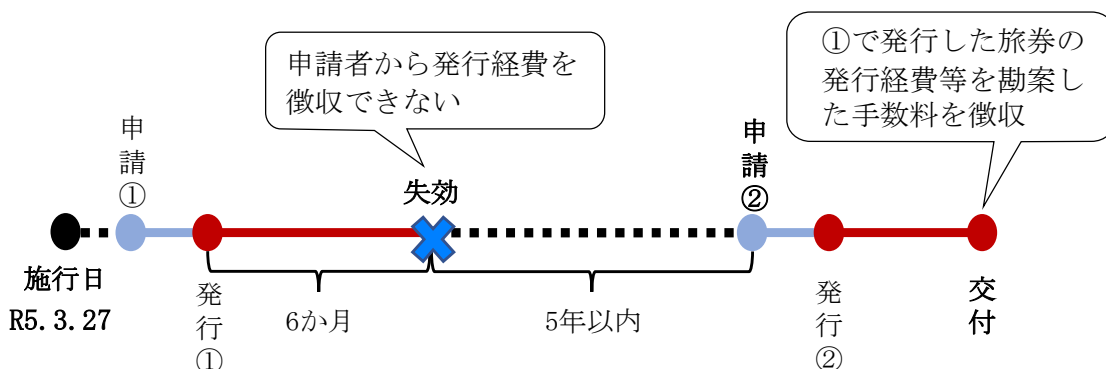
（査証欄の増補の実績）

年 度	H 2 9 年 度	H 3 0 年 度	R 元 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度	R 4 年 度※
件 数	26	24	16	2	2	0

※令和４年12月末日現在

○ 未交付失効旅券に係る手数料の徴収（１（２）に対応）

旅券の発行後６か月以内に受領せず、その効力を失った場合で、失効後５年以内に再度一般旅券の発給を申請した際の県手数料について、未交付失効旅券の発行経費等を勘案し、４,０００円を徴収（旅券法施行令で規定された標準額）



（手数料の額）

（単位：円）

旅券申請種類	改正前手数料			改正後手数料		
	国	県	合計	国	県	合計
10年旅券	14,000	2,000	16,000	14,000 (18,000)	2,000 (4,000)	16,000 (22,000)
5年旅券	9,000	2,000	11,000	9,000 (13,000)	2,000 (4,000)	11,000 (17,000)
5年旅券 (12歳未満)	4,000	2,000	6,000	4,000 (8,000)	2,000 (4,000)	6,000 (12,000)
上記以外の一般旅券	4,000	2,000	6,000	4,000 (8,000)	2,000 (4,000)	6,000 (12,000)
査証欄の増補	2,000	500	2,500	—	—	—
渡航先の追加	1,300	300	1,600	改正なし		

※（ ）内は未交付失効旅券に係る手数料

【参考】旅券の電子申請について

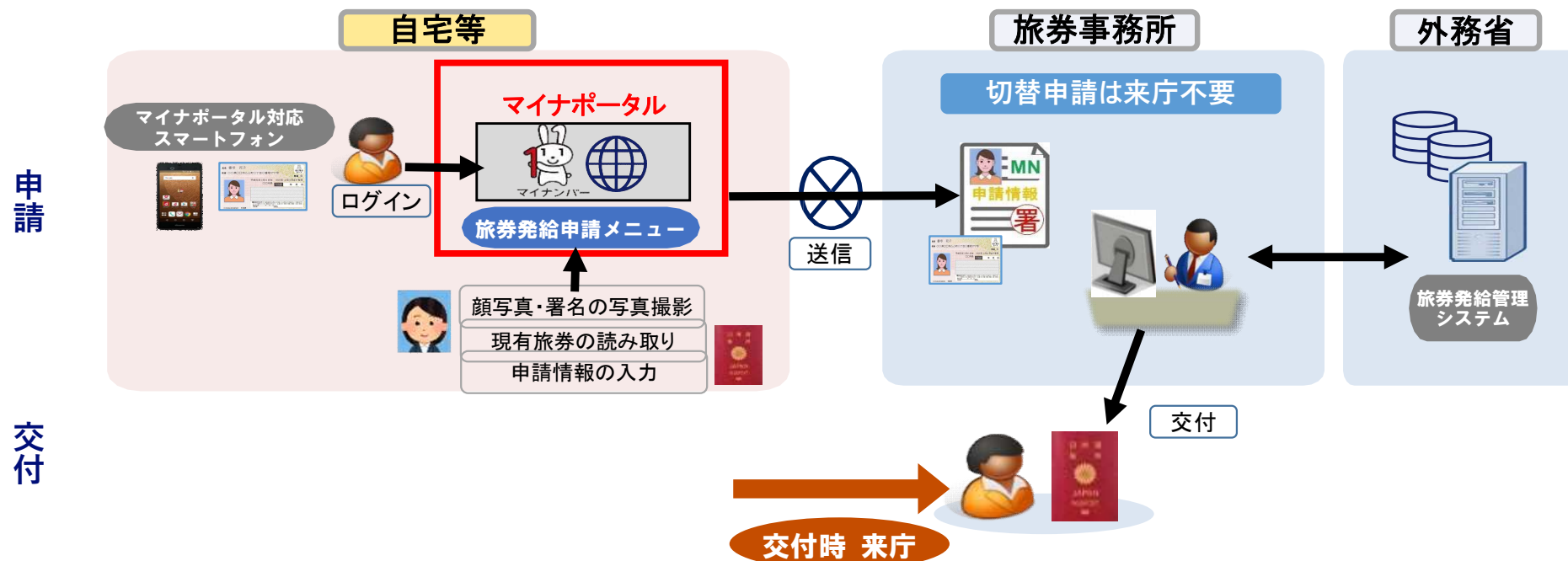
- 令和5年3月27日（改正旅券法施行日）から、旅券の切替申請（いわゆる更新手続）に係る電子申請が全国一斉に導入される。
- 本県においては、電子申請について当面、県が対応する。
電子申請に係る旅券の受領は、県庁旅券窓口申請者本人が来所し行う。
- 権限を移譲している市町村については、令和6年度中を目処に電子申請を導入予定。

権限移譲市町村

秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、
井川町、大潟村を除く県内19市町村

＜電子申請の基本的な流れ＞

- ・ スマートフォンからマイナンバーカードを用いて、マイナポータル上で申請
- ・ 申請時の来所は、原則不要
- ・ 交付時は、現行どおり本人の来所が必要



秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例案について

自然保護課

1 改正理由

自然公園法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 29 号）の施行により自然公園における質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度を創設するとともに利用のための規制を強化する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 目的の改正（第 1 条関係）

目的規定に「生物の多様性の確保に寄与する」を追加する。

(2) 公園計画の決定時における一般の閲覧（第 7 条関係）

公園計画の決定時にその概要を告示しなければならない旨の現行規定に、一般の閲覧に供しなければならない旨の規定を追加する。

(3) 公園事業の執行に関する規定の整備（第 9 条～第 9 条の 6、第 10 条、第 35 条～第 38 条、第 39 条の 2 関係）

公園事業の執行に関する規定について、条例に規定する（これまでは秋田県立自然公園条例施行規則において規定）。また、これに伴い、関係する罰則の規定を追加する。

① 申請書記載事項の変更

認可された公園事業の執行における申請書の記載事項を変更しようとするとき、知事の認可を受けなければならないが、認可を受けずに変更したときの罰則を追加する。

② 軽微な変更

軽微な変更をしたとき、知事に届出をしなければならないが、届出をしないとき又は虚偽の届出をしたときの罰則を追加する。

③ 認可に付された条件への違反

認可を受けた際に付された条件に違反したときの罰則を追加する。

- ④ 改善命令
改善命令について規定し、この命令に従わなかったときの罰則を追加する。
- ⑤ 承継
譲渡等により公園事業を承継しようとする場合、知事の承認を受けたとき公園事業者の地位を承継する。
- ⑥ 休廃止
公園事業を休廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届出をしなければならず、届出をしないとき又は虚偽の届出をしたときの罰則を追加する。
- ⑦ 認可の失効
公園事業の認可が失効したとき、知事に届出をしなければならず、届出をしないとき又は虚偽の届出をしたときの罰則を追加する。
- ⑧ 現状回復命令等
原状回復命令等について規定し、原状回復命令等に従わなかったときの罰則を追加する。
- ⑨ 報告徴収及び立入検査
報告徴収及び立入検査について規定し、報告をしないとき、立入させないとき、又は検査させないときの罰則を追加する。

(4) 「利用拠点整備改善計画制度」の創設（第9条の7～第10条関係）

市町村や旅館事業者等からなる協議会が魅力的な滞在環境を整備する「利用拠点整備改善計画」を作成し、知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許認可を不要とする。

(5) 特別地域内の行為規制の追加・罰則の引き上げ（第15条、第35条関係）

① 行為規制の追加

知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における次の行為を追加する。

ア 木竹を損傷すること。

イ 知事が指定する区域が本来の生育地ではない植物で、知事が指定するものを植栽し、又は種子をまくこと。

ウ 知事が指定する区域が本来の生息地ではない動物で、知事が指定するものを放つこと。

② 罰則の引上げ

特別地域の行為規制に違反した場合の罰則を「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げる。

(6) 自然公園の利用に関する規制の追加（第21条関係）

野生動物の生態に影響を及ぼし、公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

(7) 生態系維持回復事業制度の創設（第21条の2～第21条の5関係）

自然公園内の生態系の維持又は回復を図る必要があるときは、県は生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うこととするとともに、県以外の者は知事の確認又は認定を受けて生態系維持回復事業を行うことができることとし、当該事業にかかる行為については、許可等を不要とする。

(8) 「自然体験活動促進計画制度」の創設（第21条の6～第21条の10関係）

市町村やガイド事業者等からなる協議会が地域の魅力を活かした自然体験活動を促進する「自然体験活動促進計画」を作成し、知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要とする。

(9) 県立自然公園の保全管理の充実（第29条、第34条の2関係）

① 公園管理団体の業務の見直し

公園管理団体の指定にあたり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必須としないこととする。

② プロモーションの促進

県立自然公園の利用者数の増加のため、県は、県立自然公園の利用の増進に関する情報提供・普及宣伝を行うよう努める。

3 施行期日等

(1) この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例案について

自然保護課

1 改正理由

近年における自然環境を取り巻く状況の変化に鑑み、自然環境保全地域における生態系の維持又は回復を図るための制度を設ける等の必要がある。

2 改正内容

(1) 目的の改正（第 1 条関係）

目的規定に「生物の多様性の確保」を追加する。

(2) 特別地域内の行為規制の追加（第 15 条関係）

自然環境保全地域の特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における次の行為を追加する。

① 木竹を損傷すること。

② 知事が指定する区域が本来の生育地ではない植物で、知事が指定するものを植栽し、又は種子をまくこと。

③ 知事が指定する区域が本来の生息地ではない動物で、知事が指定するものを放つこと。

(3) 生態系維持回復事業制度の創設（第 15 条～第 17 条、第 19 条の 2～第 19 条の 4 関係）

自然環境保全地域の生態系の維持又は回復を図る必要があるときは、県は生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うこととするとともに、県以外の者は知事の確認又は認定を受けて生態系維持回復事業を行うことができることとし、当該事業にかかる行為の許可等を不要とする。

(4) 罰則の見直し（第 41 条～第 44 条関係）

秋田県自然環境保全条例における罰金の額について、自然環境保全法の規定と同額まで引き上げる。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) この条例は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

秋田県立自然公園条例の一部改正及び秋田県自然環境保全条例の一部改正のポイント

自然保護課

改正理由

- 自然公園法の一部を改正する法律（令和３年法律第２９号）の施行により自然公園における質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度を創設するとともに利用のための規制を強化する等の必要がある。
（秋田県立自然公園条例の一部改正）
- 近年における自然環境を取り巻く状況の変化に鑑み自然環境保全地域における生態系の維持又は回復を図るための制度を設ける等の必要がある。（秋田県自然環境保全条例の一部改正）

法改正の趣旨

- 自然や健康への関心の高まる中、自然公園が多くの人々をひきつける観光地などとして、地域社会にとって重要な資源となっている。
- 重要な資源としての価値を活かすためには、魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要である。
- シカの食害や動植物の侵入等による生態系への被害がみられる。
- 廃屋等により公園の風致景観を損なう事例がみられる。

- 
- 市町村や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みの創設等による利用面での施策の強化
【利用①～③】
 - 生物の多様性の確保のための施策の充実等
【保護①～③】



保護と利用の好循環

① 質の高い自然体験活動の促進を目的とした自然体験活動促進計画制度の創設

(改正自然公園条例第21条の6から第21条の10まで、令和3年改正法相当)

- 地域の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すための市町村やガイド事業者等からなる協議会の設置及び自然体験活動促進計画の作成
- 知事の認定を受けた自然体験活動促進計画において記載された事業の実施に必要な特別地域の許可等を不要とする特例による手続の簡素化

➡ 地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などを進め、自然公園の楽しみ方を提供。

② 利用拠点の質の向上のための整備改善を目的とした利用拠点整備改善計画制度を創設

(改正自然公園条例第9条の7から第10条まで、令和3年改正法相当)

- 地域の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すための市町村や旅館事業者等からなる協議会の設置及び利用拠点整備改善計画の作成
- 知事の認定を受けた利用拠点整備改善計画において記載された事業の実施に必要な許認可等を不要とする特例による手続の簡素化

➡ 地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりを促進し、魅力的な環境を整備。

③ 自然公園の保全管理の充実

(改正自然公園条例第21条、令和3年改正法相当)

- 野生動物にエサを与えることその他の野生動物に著しく接近し、又は付きまとう行為を規制

➡ 自然公園への野生動物の出没による人や所有物への被害や被害防止のための公園施設の閉鎖など公園利用上の支障の防止。

① 生態系の維持又は回復を図ることを目的とした生態系維持回復事業制度の創設

(改正自然公園条例第21条の2から第21条の5まで、改正環境保全条例第19条の2から第19条の4まで及び第33条、平成21年改正法相当)

- 生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に向けた生態系維持回復事業計画の作成
- 知事の確認等を受けた生態系維持回復事業計画において記載された事業の実施に必要な特別地域の許可等を不要とする特例による手続の簡素化

➡ 生態系本来の姿への早期回復。

② 特別地域（特別地区）における規制行為の追加及び罰則の引き上げ

- 生態系に被害を及ぼす動植物の放出や木竹の損傷について規制を追加
(改正自然公園条例第15条、改正環境保全条例第15条、平成21年改正法相当)
- 規制の実効性確保のための罰則の引き上げ
(改正自然公園条例第35条、令和3年改正法相当)

➡ 生態系への被害を未然に防止。

③ 公園事業の執行に関する規定の整備

- 公園事業の執行に関する規定を条例に規定（現在は自然公園条例施行規則に規定）
(改正自然公園条例第9条から第9条の6まで及び第10条、平成21年改正法相当)
- 代執行の規定及び改善命令、原状回復命令等への違反における罰則を規定
(改正自然公園条例第9条の6及び第35条から第39条まで、平成21年改正法相当)

➡ 公園事業に対する監督機能の強化、公園事業の適切な執行を推進。

その他

- その他 所要の規定の整備
- 経過措置 所要の経過措置を規定
- 施行期日 令和5年6月1日